

水戸乃梅 「ふくゆい」 マークデザインマニュアル



水戸市

はじめに

このマニュアルは水戸乃梅「ふくゆい」のマークを使用するにあたり、多くの方にご利用していただくために規定したものです。ふくゆいのイメージの統一性を図るため、ご利用の際はこのデザインマニュアルに沿ってご使用いただきますようお願いいたします。

マークデザインコンセプト

梅の花と水引をモチーフにデザインをしています。梅の花は借楽園に代表されるように古くから水戸になじみ深く、春にさきがけて咲かせる縁起の花です。また、水引は結婚などの祝い事に使用されます。春を待つ日本の縁起物の梅の花と、祝儀における水引の両方から、吉兆の訪れをコンセプトにデザインをしています。

また、「ふくゆい」という名称は、水戸市で生産された梅を通して、人々へ福を結びたいという願いが込められています。

使用基準

「ふくゆい」のマーク及び名称は、水戸市産梅やそれを活用して商品等をつくる個人、団体又は法人においてご使用できます。また、水戸市産梅やそれを活用した商品において、宣伝や広報等を目的とした発信については自由にご使用いただけます。

ただし次のいずれかに該当する場合はご使用いただけません。

- ・市の品位を傷つけ、又はふくゆいについての正しい理解の妨げになる場合。
- ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する場合。
- ・政治活動又は宗教活動を目的とする場合。
- ・水戸市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者が使用される場合。
- ・市長が不適切と認める場合。

使用上の注意

マーク及び名称に関する商標権は、水戸市に属します。

マークは使用にあたっての禁止事項等を確認の上、正しくご使用願います。使用についてご不明な点がございましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

水戸乃梅「ふくゆい」のマークデザイン・ロゴ

水戸乃梅「ふくゆい」のマーク及びロゴは、単体での使用及び組み合わせでの使用ができます。

<使用例1>

マーク単体



<使用例2>

ロゴ単体

水戸乃梅
ふくゆい

※ロゴの書体については、規定はありません。

ロゴの使用に関わらず「ふくゆい」の名称を使う場合は申請が必要です。

<使用例3>

マーク+ロゴ



使用にあたっての禁止事項

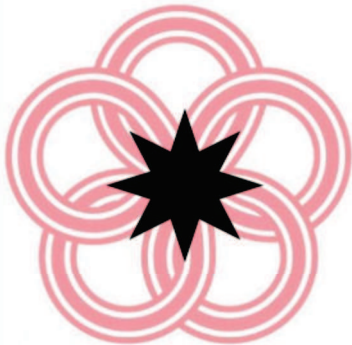
マークを使用するにあたり以下の使い方はできません。



✘ 縦比率を変更してはいけません



✘ 横比率を変更してはいけません



✘ 絵柄に新たな要素を加えてはいけません



✘ 絵柄の一部を切り取ってはいけません



✘ 回転して使用してはいけません

デザインカラー

基本カラー

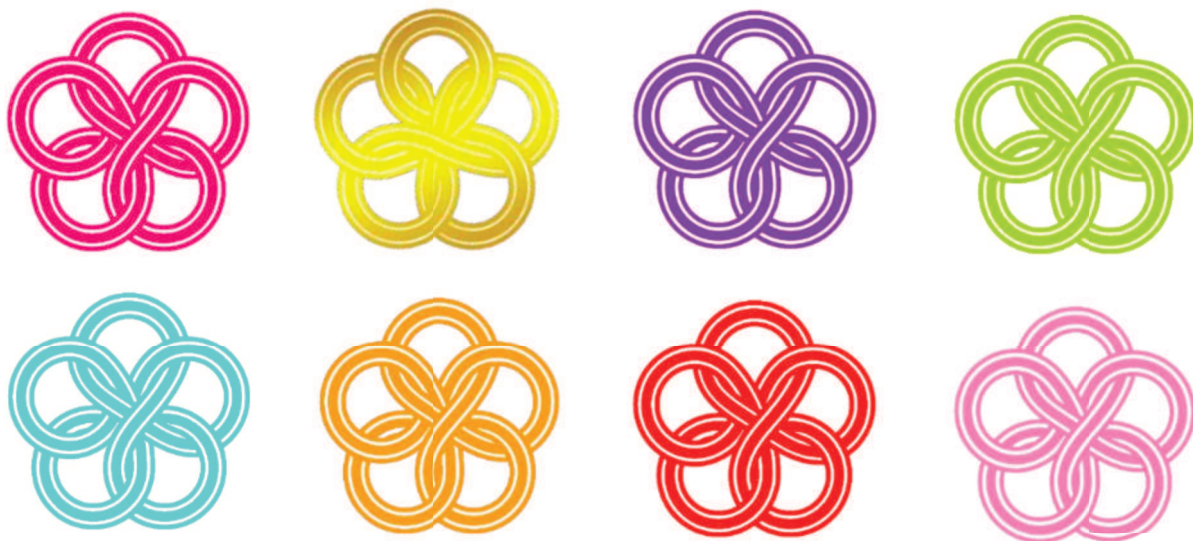
以下の配色が基本ですが，色を変更することもできます。



■ プロセスカラー M48%+Y20%
■ 特色カラー DIC 2006

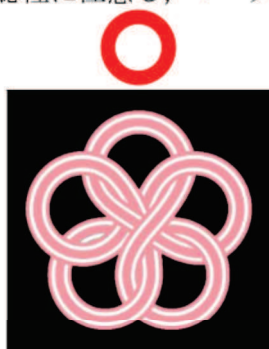
カラーバリエーション

状況に合わせて自由に変えられます



地色がある場合の使用例

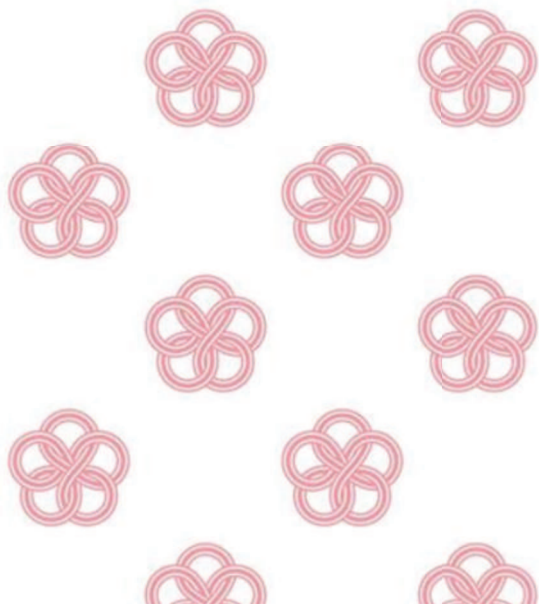
視認性に注意し，マークがはっきりと認識できるようにしてください。



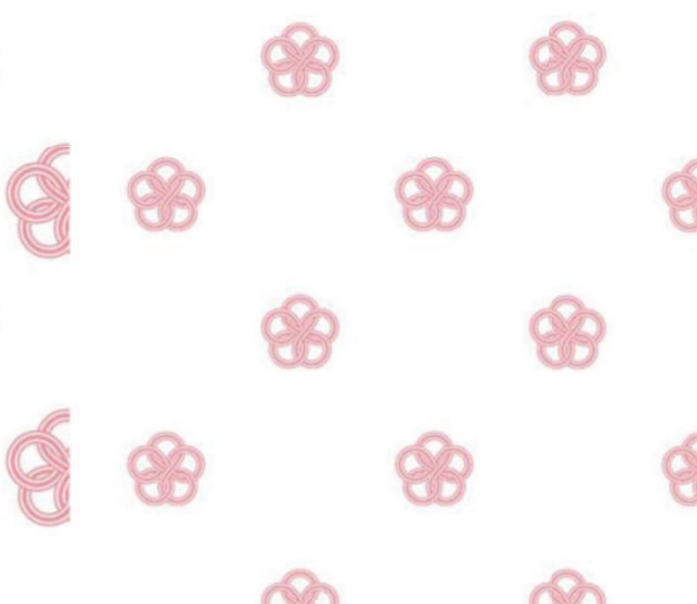
マークパターン

マークによるパターン展開が可能です。

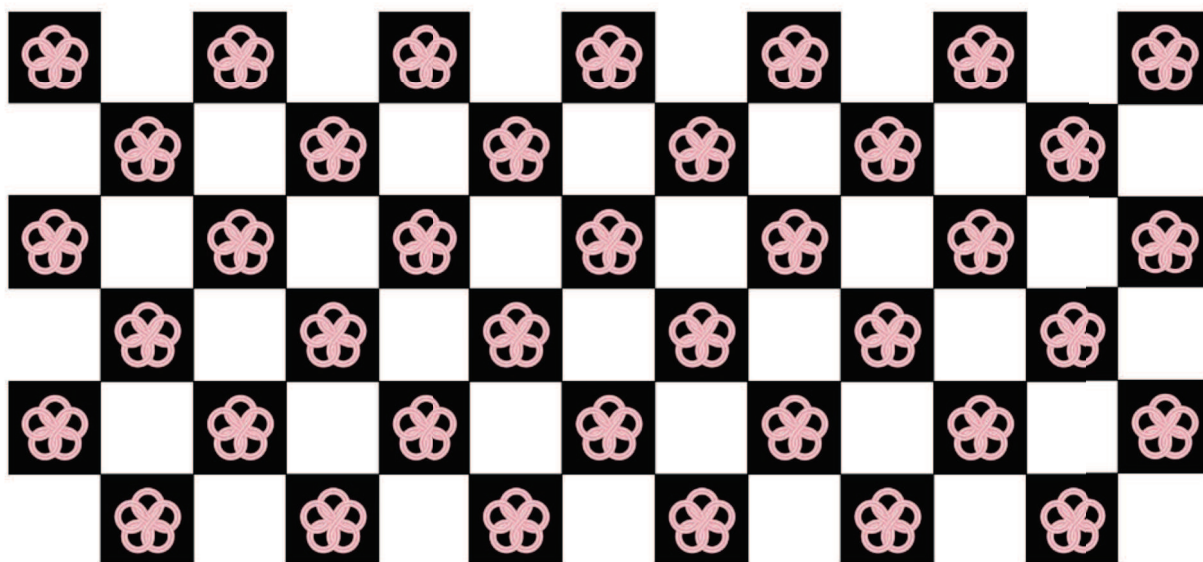
マーク大



マーク小



市松模様



最小使用サイズ



1 c m

水戸乃梅「ふくゆい」
マークデザインマニュアル
平成29年4月

(問い合わせ先)

水戸市 産業経済部 農業技術センター

〒310-0914 茨城県水戸市小吹町504番地

TEL 029-243-6841

URL <http://www.city.mito.lg.jp/>